

田宮病院介護医療院の基準

1. 人員配置（介護保険適用）

60床：I型介護医療院サービス費（I）

当院では、日勤・夜勤あわせて、ご利用者様6人に対して1人以上の看護職員とご利用者様4人に対して1人以上の介護職員（ご利用者様の身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく）を配置しています。

2. 当院では、ご利用者様の負担による付添看護は行っていません。

3. 食事療養

- (1) 当院は入院時食事療養（I）の承認を受けた給食を適時（夕食については午後6時以降）に配膳する食事療養を行い、また管理栄養士等による栄養管理を実施しています。
- (2) 管理栄養士等による栄養管理のもとでは、入院時、ご利用者様個々の栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が共同して、ご利用者様個々の栄養状態、摂食機能および食形態を考慮した栄養計画を作成の上、管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録、また評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行っています。

4. 当病棟は新潟県知事および関東信越厚生局新潟事務所長等へ各種の届出を行っています。

【届出事項】

—介護保険—

I型介護医療院サービス費（I）、人員配置区分：I型（I）、
身体拘束廃止取組：実施型、安全管理体制：実施型、栄養ケアマネジメント：実施型、
療養環境基準：基準型、夜間勤務条件基準：加算型Ⅳ、若年性認知症入所者受入加算、
療養食加算、リハビリテーション提供体制：理学療法Ⅰ・作業療法・精神科作業療法、
安全対策体制加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算（I）、
介護職員等特定処遇改善加算（I）

—その他—

各種保険、生活保護法、障害者総合支援法、その他各法指定